

# 令和6年度 第9回 SJAC講演会

(一社)日本航空宇宙工業会(SJAC)は、令和7年(2025年)1月17日(金)にKPMGコンサルティング株式会社の新堀光城様と三橋克矢様をお招きし、「国際情勢を踏まえた法務コンプライアンスの重要論点」と題して令和6年度第9回SJAC講演会をハイブリッド方式で開催した。

## 1. 講演会の背景

SJACでは企業倫理委員会を設置して、航空宇宙ビジネスにおける倫理の正しい実行や法令遵守の推進に取り組んでいる。近年の活動としては、米国航空宇宙工業会(Aerospace Industries Association : AIA) / 欧州航空宇宙防衛工業会(Aerospace, Security and Defence Industries Association of Europe : ASD)という欧米の航空宇宙工業会により設立された「航空宇宙防衛産業の企業倫理の実践に関する国際フォーラム(International Forum on Business Ethical Conduct for the Aerospace and Defense Industry : IFBEC)」の年次大会に参加して海外動向に係る情報収集を行い、SJAC会報「航空と宇宙」を通じて会員企業と情報共有を図ってきた。また昨年度には、新たな活動として企業倫理に関する講演会を開催した。今年度については、委員会で今年度の活動について議論した結果、関心が示されたテーマや最新の国際情勢を踏まえた内容での外部講師による講演会を開催することとした。

## 2. 講演会の概要

KPMGコンサルティング株式会社よりお招きした講師お二人より自己紹介を頂いたのち、「国際情勢を踏まえた法務コンプライアンスの重要論点」について講演頂いた。

### (1) 変化する国際情勢—トランプ2.0

講演全体に関連することとして、変化する国際情勢についてトランプ新政権(トランプ

2.0)の政策を中心に説明された。まず新政権の基本方針について、次いで、貿易、産業、人権、等に係る政策について、トランプ第1次政権(トランプ1.0)やバイデン政権の政策を参照しながら解説された。

- トランプ2.0ではMEGA(Make America Great Again)・America Firstの考えのもと経済合理性が重視される。自国の利益のためには国際協調の後退や同盟国との緊張関係も厭わない姿勢で、関税を重視した貿易政策による米国産業基盤強化が打ち出されている。
- トランプ2.0では、産業界の負担を軽減する規制緩和等により米国産業基盤を強化する方向性が打ち出されている。エネルギー・脱炭素・EV政策では経済合理性の観点からバイデン政権による政策の一部撤回が公約に掲げられている。また、DEI(Diversity, Equity, and Inclusion)やESG(Environment, Social, and Governance)については懐疑的な姿勢が示されている。
- 圧倒的な軍事力で侵略を阻止する「力による平和」への回帰が頻繁に使用されるキーワードである。また、強い交渉力を持つ米国は、ルールに基づく国際協調よりも二国間交渉を重視する取引外交の傾向を強めてくると予想される。
- 人権政策については、ダイバーシティへの消極的姿勢は見られるものの、人権施策は米国への輸出品についての保護主義的な施

策や輸入差し止めのツールにもなり得るので継続の可能性もあると見ることもできる。

## (2) 贈収賄

贈収賄・腐敗行為防止に向けた取組みとして、近時の米国規制や諸外国の贈収賄リスク環境を振り返ったうえでグローバルなビジネス展開における贈収賄・腐敗行為防止の基本的な指針や注意点について解説された。

- トランプ1.0での米国FCPA (Foreign Corrupt Practices Act, 海外腐敗行為防止法) 違反の執行状況として、高額な罰金事例が相次いだこと、第三国での事業など米国以外での執行も一定数あったこと、第三者を仲介した事案も散見されたことがあげられる。政権により各国の執行方針は変化し得るものの、日本企業が多く進出している東南アジア諸国等、依然として贈収賄リスク環境に大きな改善が見られないため、引き続き注意が必要である。
- グローバルコンプライアンス体制の構築にあたっては、米国法・英国法等への対応も踏まえ、全般についてはECCP (Evaluation of Corporate Compliance Programs)、贈収賄についてはFCPA Resource GuideやBribery Act guidanceといったガイドラインが参考になる。企業のリソースが限られる中、リスクベースでアプローチすることがポイントになる。
- 贈収賄・腐敗行為防止に向けた取組みでは、予防・発見・対処をバランスよく実行することが重要であり、また、自律的に自浄する機能がグローバルトレンドとして求められているので、発見・対処に重点を置くことで効果的な取組みになる (日系企業は予防に注力してきた)。
- 贈収賄・腐敗行為防止で注意すべき点として、第三者の介在、贈収賄リスクの高い国・地域での事業、公的手続時における賄賂の

要求、民間企業に対する賄賂があげられる。取引のスキームに不自然なところがないか、また、手続きを焦った対応にならないように注意する。

## (3) 人権

米国・EUにおける人権施策の動向の解説に続いて、サステナブルなサプライチェーン構築に向けた取組みについて説明された。また、参考資料として、日本で策定された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」とその実務参照資料が紹介された。

- 米国では、2015年貿易円滑化・貿易執行法等により人権侵害被疑物品の輸入差し止めができる法整備がされており、トランプ1.0でも執行されていること等から、トランプ2.0においても留意する必要がある。
- EUでは、各種人権施策を義務付けるコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令 (CSDDD) が2024年5月に成立し、2027年以降に順次適用される。欧州企業とのビジネスにおいては自社が適用対象でなくとも取引先が適用対象であれば協力を求められる。また、強制労働の被疑物品の流通を禁止する強制労働製品・流通禁止に関する規則が2024年11月にEU理事会で採択された。
- サステナブルなサプライチェーン構築に向けては、ルールやデューデリジェンスへの対応と共に、EUのCSDDDでも義務付けられている (インシデントに対する) 救済手続き、および、リスクや法制の環境変化を捉える経営インテリジェンス機能が重要になっている。
- 米国・EUともに人権侵害の被疑物品について域外から各市場への流入を停止させる法整備を進めていることなどから、東南アジア等のサプライチェーンにおいても人権

デューデリジェンスを実施することが重要である。

- 人権デューデリジェンスについて、日本では「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」とその実務参照資料が策定されている。欧州の法律等も参照されており、これから取組みを進めようとする企業には参考として頂きたい。

#### (4) AI

はじめにAIビジネスにおけるリスク事例が紹介されたのち、AI規制を巡るEUや米国の動き、また、日本での動きについて解説された。その上で、企業におけるAIガバナンスの実現に向けた取組みについて例を示しながら説明された。

- AIの利用では、差別、安全性、不透明性（ブラックボックス化）、知財・データ侵害、偽情報の拡散に関連するリスク等、ユースケースに応じて様々なリスクがあり得る。
- EU・AI法では、リスクを「容認できないリスク」「ハイリスク」「限定的なリスク」「最小限のリスク」の4つに分類している。航空機・エンジン等の安全性に関する利用がされるAIや公共設備の供給等の重要インフラで利用されるAIは「ハイリスク」に分類され、要件への適合性の事前評価、人による監視、利用者への通知、等の義務がある。
- 米国では、バイデン政権で国家安全保障の保護とビジネスとのバランスをとりながら規制整備が進められた。一方で、トランプ政権では規制緩和やバイデン政権のAI規制の破棄を示唆する言動もあり動向が注目される。
- 日本では「AI事業者ガイドライン」が取りまとめられた。AIを活用した事業活動を行う主体（開発者・提供者・利用者）ごとの

留意点が整理されており、企業が取組みを進めるにあたり参考になる。また、防衛省では「防衛省AI活用推進基本方針」が策定されAI活用推進に向けた取組みの方向性が整理された。

- AIガバナンスの実現に向けては、リスクをマネジメントする体制を構築して、AIポリシー・プロセス策定、リスクアセスメント、教育・周知、モニタリングにより取組みを推進することになる。専門的かつ機動的なリスク対応が必要なことから、委員会等の設計に取組む企業も増加しており動向が注目される。



新堀 光城 氏  
(KPMGコンサルティング株式会社)

#### (5) 不正の予防・発見・対処

コンプライアンスリスク管理の考え方についての説明に続いて、近年、特に企業に求められている不正の発見と対処について、ポイントになること、全体の流れ、体制構築について解説された。

- コンプライアンスリスク管理においては、予防・発見・対処の観点から内部統制を考

えていく。日本企業はこれまで予防に注力してきた傾向がある。最近では懸念を早期に発見し、適切に対処できる体制を構築し運営することが当局の期待であり、現実的な施策となっている。

- 発見にはレポーティングとモニタリングがポイントになる。レポーティングについては、公益通報者保護法等の国内外の法制度で内部通報制度の整備が求められている。米国ではリニエンシー制度をより広い分野で導入する動きがある。モニタリングについては、自主点検・モニタリング・内部監査の3つのディフェンスラインの概念を基本としてリスクが大きいところを選択して実施する。また、最近ではDA（データアナリティクス）の活用も注目されている。
- 不正への対処は企業価値を守るために非常に重要なポイントと捉え、平時対応や（有事の際には）初動対応を確実にを行い、事態を収拾させ、再発防止・再生に向けた流れを構築する。事態収束や再発防止をマネジメントするPMO（プロジェクトマネジメントオフィス）といった体制を構築して対応することがポイントになる。
- 各社の品質不正事案で比較的共通する再発防止策として、①教育、②牽制、③自動化、④コミュニケーションが挙げられる。コミュニケーションは部門内と共に部門間のコミュニケーションを活性化させることが不正予防の大きな施策となる。他社の不正発見・対処を自社の予防につなげたい。



三橋 克矢 氏  
(KPMGコンサルティング株式会社)

- 不正発見・対処における内部通報制度はあくまで最終手段であり、通報制度を使わなくても自浄作用が働けば企業としてはそのほうが良い。相談しやすい企業文化を醸成することはテーマを問わず重要なことであり効率向上にもつながる。

### 3. おわりに

国際関係の緊張が続き、世界各国で政権が交代する国際情勢にある中、また、AI関連の技術・ビジネスがリスクを伴いながら発展する中、常に変化する事業環境における企業倫理を考える機会になったと考える。今回の講演会が会員企業各社における企業倫理の推進の一助になれば幸いに思う。

[(一社) 日本航空宇宙工業会 国際部部長 中西 英全]